

広島県水道広域連合企業団管理規程第59号

広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 指定給水装置工事事業者（第4条—第10条）
- 第3章 給水装置工事主任技術者（第11条・第12条）
- 第4章 給水装置工事（第13条—第18条）
- 第5章 指定の取消し等（第19条・第20条）
- 第6章 雑則（第21条—第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）

第7条第5項の規定に基づき、指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

（業務処理の原則）

第3条 指定業者は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「法施行令」という。）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「法施行規則」という。）、条例、広島水道広域連合企業団竹原市水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第44号）、広島水道広域連合企業団三原市水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第45号）、広島水道広域連合企業団府中市水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第46号）、広島水道広域連合企業団三次市水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第47号）、広島水道広域連合企業団庄原市水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第48号）、広島水道広域連合企業団東広島市水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第49号）、広島水道広域連合企業団廿日市市水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第50号）、広島水道広域連合企業団安芸高田市水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第51号）、広島水道広域連合

企業団江田島市水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第52号）、広島水道広域連合企業団熊野町水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第53号）、広島水道広域連合企業団北広島町水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第54号）、広島水道広域連合企業団大崎上島町水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第55号）、広島水道広域連合企業団世羅町水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第56号）、広島水道広域連合企業団神石高原町簡易水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第57号）、及びこの規程並びにこれらの規程に基づく企業長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

第2章 指定給水装置工事事業者

（指定の申請）

第4条 条例第7条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定業者として指定を受けようとする者は、法施行規則様式第1に定める申請書に次に掲げる事項を記載し、企業長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- (2) 条例第2条第1項に規定する給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地
- (3) 第12条第1項の規定により事業所ごとに選任されることとなる給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号
- (4) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (5) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 次条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する法施行規則様式第2に定める誓約書
- (2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し

（指定の基準）

第5条 企業長は、申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、法第16条の2第1項に規定する指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに、第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により給水装置工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 第19条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定の更新)

第6条 第4条第1項に規定する指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(指定の更新の申請)

第7条 指定の更新は、指定業者の申請により行う。

2 企業長は、指定の更新の申請時に、指定業者が第10条の事業の運営に関する基準に従い、適正に給水装置工事業を運営していることを確認するための書面の提出を求めるものとする。

3 第4条及び第5条の規定は、指定の更新について準用する。

(指定証の交付)

第8条 企業長は、指定又は更新を行ったときは、速やかに、指定業者に指定給水装置工事業業者証(様式第1号。以下「指定証」という。)を交付する。

2 指定業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第19条の規定により指定の取消しを受けたときは、指定証を企業長に返納しなければならない。

3 指定業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第20条の規定により指定の効力の停止を受けたときは、指定証を企業長に提出しなければならない。

4 指定業者は、指定証の記載事項に変更があったとき、又は指定証を汚損し、若しくは紛失したときは、指定給水装置工事業業者証再交付申請書(様式第2号)により再交付を申請することができる。

(変更の届出等)

第9条 指定業者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を企業長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に法施行規則様式第10に定める届出書に次に掲げる書類を添えて、企業長に提出しなければならない。

- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、第4条第3項第1号に掲げる誓約書及び登記事項証明書

3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に、法施行規則様式第11に定める届出書を企業長に提出しなければならない。

(事業の運営の基準)

第10条 指定業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに、第12条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して次条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 法第16条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

- イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名又は名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 主任技術者の氏名
 - オ しゅん工図
 - カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - キ 次条第1項第3号の確認の方法及びその結果

第3章 給水装置工事主任技術者

(給水装置工事主任技術者等の職務)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、企業長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 前条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(給水装置工事主任技術者の選任)

第12条 指定業者は、指定を受けた日から2週間以内に、事業所ごとに主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に、新たに主任技術者を選任しなければならない。
- 3 指定業者は、主任技術者を選任したときは、法施行規則様式第3に定める届出書により、遅滞なく、その旨を企業長に届け出なければならない。解任したときも、同様とする。
- 4 指定業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、1の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、1の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

第4章 給水装置工事

(給水装置工事の条件の指示)

第13条 企業長は、指定業者に対し、第10条第3号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件を、別に定めるところにより指示するものとする。

(設計審査)

第14条 指定業者は、条例第7条第2項に規定する設計審査を受けるため設計審査に係る申請書に設計図を添えて、企業長に申請しなければならない。

(設計変更等の届出)

第15条 条例第5条に規定する承認を受けた後、その設計を変更し、又はその承認を受けた工事を取りやめようとするときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

(工事の検査)

第16条 指定業者は、条例第7条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるため工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により企業長に申請しなければならない。

2 指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて企業長の検査を受けなければならない。

(給水装置工事主任技術者の立会い)

第17条 企業長は、指定業者が施行した給水装置工事に関し、法第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定業者に対し、当該工事に関し第10条第1号の規定により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第18条 企業長は、指定業者に対し、当該指定業者が施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 指定の取消し等

(指定の取消し)

第19条 企業長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項に規定する指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項に規定する指定を受けたとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- (3) 第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第10条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (5) 第12条の規定に違反したとき。
- (6) 第17条の規定による企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 前条の規定による企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大

であるとき。

(指定の停止)

第20条 企業長は、指定業者が前条各号のいずれかに該当する場合において、当該指定業者にやむを得ないと認める事情があるときは、指定の取消しに替えて、別に定めるところにより指定の効力を停止することができる。

第6章 雑則

(指定等の公示)

第21条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度これを公示するものとする。

- (1) 第4条第1項に規定により指定業者を指定したとき。
- (2) 第6条第1項に規定により指定業者の指定を更新したとき。
- (3) 第19条の規定により指定業者の指定を取り消したとき。
- (4) 前条の規定により指定業者の指定の効力を停止したとき。

(講習会)

第22条 企業長は、給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他団体が実施する講習会を推薦することができる。

(委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に、竹原市水道課指定給水装置工事事業者規程（平成9年12月15日水道事業規程第5号）、三原市指定給水装置工事事業者規程（平成17年3月22日水道事業管理規程第31号）、府中市水道指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月30日水道事業管理規程第3号）、三次市指定給水装置工事事業者規程（平成16年4月1日水道事業管理規程第17号）、庄原市指定給水装置工事事業者規程（平成29年3月28日水道事業管理規程第7号）、東広島市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年4月1日水道事業管理規程第3号）、廿日市市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年4月1日企業管理規程第2号）、安芸高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成16年3月1日企業管理規程第13号）、江田島市指定給水装置工事事業者規程（平成26年4月1日企業局管理規程第18号）、熊野町指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月27日訓令第1号）、北広島町指定給水装置工事事業者規則（平成17年2月1日規則第169号）、大崎上島町指定給水装置工事事業者規程（平成29年3月31日水道事業管理規程第2号）、世羅町指定給水装置工事事業者規程（平成19年4月1日公営企業管理告示第1号）、又は神石高原町水

道指定給水装置工事業者規程（平成16年11月5日告示第81号）の規定（以下、旧規定という。）によりされた申請、指定、処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりされたものとみなす。

- 3 この規程の施行の際現に前項のいずれかの旧規定により指定（以下、「旧指定」という。）を受けている指定業者は、この規定の施行の日（以下「施行日」という。）に広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事業者規定（以下、「新規定」という。）第4条第1項に規定する指定（以下、「新指定」という。）を受けたものとみなす。
- 4 前項により、新指定を受けたものとみなされる者に係る指定の有効期間は、新規定第4条第1項の規定にかかわらず、施行日におけるその者にかかる旧指定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。ただし、複数の市町長から旧指定を受けている場合は、施行日におけるその者にかかる旧指定の有効期間の残存期間が最も遅い旧指定の残存期間と同一の期間とする。
- 5 この規程の施行の際現にいずれかの旧規定により交付されている旧指定に係る指定証（以下、「旧指定証」という。）は、新指定に係る指定証（以下、「新指定証」という。）とみなす。
- 6 旧指定を取り消され、取消しの日か2年を経過しない者については、新指定をこの規程第19条に規定する取消しに係る種類のものとして、同条の規定を適用する。
- 7 旧指定の効力を停止されている者は、施行日において新指定の効力を停止されたものとみなす。この場合において、当該新指定の効力を停止されたものとみなされる者に係る新指定の効力を停止される期間は、施行日におけるその者に係る旧指定の効力を停止された期間の残存期間と同一の期間とする。

様式第1号（第8条関係）
指定番号 第 号

指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 証

住 所
氏名又は名称
(法人にあつては、代表者の氏名)

指定の日 年 月 日
有効期限 年 月 日

上記の者は、広島県水道広域連合企業団水道事業給水条例に規定する指定給水装置工事事業者として指定したことを証します。

年 月 日

広島県水道広域連合企業団企業長 印

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第2号（第8条関係）

指定給水装置工事事業者証再交付申請書

広島県水道広域連合企業団企業長 様

年 月 日

申請者 氏名又は名称
住所
代表者氏名
電話番号

指定給水装置工事事業者証の再交付を受けたいので、広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者規程第8条第4項の規定により次のとおり申請します。

指定番号	第 号
申請理由	<input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 氏名又は名称変更 <input type="checkbox"/> 代表者変更（法人のみ） <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 紛失

（注）指定給水装置工事事業者証は、指定番号、住所、氏名又は名称、代表者の氏名、有効期間の満了の日を表示します。

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。